

議案第78号

## 静岡市食品衛生法の施行等に関する条例の一部改正について

静岡市食品衛生法の施行等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市食品衛生法の施行等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市食品衛生法の施行等に関する条例（平成15年静岡市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

（公衆衛生上必要な措置に関する経過措置）

2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第5条に規定する旧食品衛生法第50条第2項の規定により定められた基準は、改正前の静岡市食品衛生法の施行等に関する条例第3条に定める基準とする。